

大田区立南六郷中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

校長 椎野 要

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうる可能性があり、その対応には迅速な対応、適切な指導、保護者からの理解と協力が不可欠である。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「東京都いじめ防止対策推進基本的方針」（平成26年7月10日 東京都教育委員会決定）、「大田区いじめ防止対策推進条例」（令和3年条例第18号）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立南六郷中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

第1 南六郷中学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめのない学校づくりは、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や、生徒の尊厳を保持する目的のもと、大田区教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、迅速対応、重大事態への対応等の総合的ないじめ防止対策を、効果的に推進するための基本的な方針を定める。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、ある生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやスマートフォンを通じて行われるものも含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、大田区教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならない重大事態であり、いじめの早期発見、迅速対応を基本として取り組んでいく。

1 いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、生徒がいじめについて深く考え方理解するための取組を充実させるとともに、生徒会等による主体的な取組を支援するなどして、生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 いじめられた生徒を守る

学校は、いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活等を送ることができるようするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

3 生徒の取組を支える

学校は、周囲の生徒がいじめについて知つていながらも、「言つたら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもつて教職員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による日頃からの主体的な取組を推進する。

4 学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に迅速かつ適切に対応するため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるとともに、生活指導部及びいじめ防止対応委員会がリーダーシップを発揮して取り組む。

また、教職員個人による対応で終わらせるのではなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校として組織的に対応する。

5 地域社会全体での取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようするため、大田区教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、地域社会全体でいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、我が子がいじめを行うことがないよう、規範意識を養うための指導などに努めるとともに、我が子をいじめから保護する責任がある。

また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡し、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

第4 学校における取組

1 学校基本方針の策定

本校は、法 12 条の規定及び「東京都いじめ防止対策推進基本的方針」・「大田区いじめの防止基本方針」に基づき、本校のいじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「学校基本方針」を定める。

2 委員会等の設置

(1) いじめ防止等に関する措置を組織として迅速・的確に実行するため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、生活指導部員、特別支援コーディネーター、養護教諭及びスクールカウンセラー・学校滞在型スクールソーシャルワーカー等で構成する「いじめ防止対応委員会」を設置する。

(2) 重大事態が発生した場合には、その事態に的確に対処し、その当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、大田区教育委員会と連携し、速やかに学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「迅速対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの未然防止を第一とした効果的な取組を行う。

(1) 未然防止

- ・ 学校全体で「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 生徒がいじめ防止について主体的に考え、生徒が「いじめ撲滅宣言」を行う等、いじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 校内研修等OJTの充実等を通じて教職員の対応力の向上を図る。
- ・ インターネットによるいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・ 家庭訪問や教育相談、学校通信などを通じた家庭との連携協力を強化する。

(2) 早期発見

- ・ 生徒の発するいじめに関するサイン等を見逃さない。
- ・ 学期に一度のアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を構築する。(学校生活調査・WEB-QU)
- ・ 保健室や相談室等の利用や、電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・ いじめに関する情報を全教職員で共有するとともに、生徒の個人情報保護に努める。
- ・ 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

(3) 迅速対応

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織として対応する。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。
- ・ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組を行う。
- ・ いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・ 学校だよりや学年だよりの発行、保護者会の開催などを通して保護者と情報を共有する。
- ・ 関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと判断した場合は、警察と連携して対応する。
- ・ 謝罪等で安易にいじめが解消したとすることなく、いじめに係る行為が止んでいること及びいじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できるまでは、解消しているとは言えないことを踏まえ、継続した見守りを続ける。

(4) 重大事態への対処

- ・ 重大事態発生について教育委員会を通じて区長に報告する。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に全面協力する。また、重大事態の調査結果報告についての区長の調査（再調査）に協力する。
- ・ いじめられた生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと判断した場合は、警察と連携して対処する。